

委員会提案

美濃加茂市議会  
第2回定例会議案

令和3年6月7日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第44号	美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について	―― 1

議第 4 4 号

美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について

美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則を美濃加茂市議会会議規則（昭和 5 1 年美濃加茂市議会規則第 1 号）第 1 4 条第 2 項の規定により下記のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

議会運営委員会委員長 渡 辺 孝 男

美濃加茂市議会議長 牧 田 秀 憲 様

記

美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則

美濃加茂市議会会議規則（昭和 5 1 年美濃加茂市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第 2 条 議員は、 <u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前</u> の日から当該出産の日後 <u>8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に書面により届け出ることができる。</u>	(欠席の届出) 第 2 条 議員は、 <u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて、あらかじめ議長に書面により届け出ることができる。</u>
(欠席の届出) 第 8 9 条 委員は、 <u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 出席できないときは、その理由	(欠席の届出) 第 8 9 条 委員は、 <u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

<p>を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	
<p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に書面により届け出ることができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p>	<p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に書面により届け出ることができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p>
<p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>	<p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></p>
<p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>	<p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>
<p>4 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>5 （略）</p>	<p>4 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



*Walkable City*  
*Minakama*